

「地域密着型 通所介護」利用契約書

宅幼老所 ゆりかご

ご利用者名 様

◇◆目次◆◇

第1条（目的）	第11条（利用者負担額の滞納）
第2条（契約期間）	第12条（秘密保持）
第3条（運営規程の概要）	第13条（甲の解除権）
第4条（通所介護の計画）	第14条（乙の解除権）
第5条（通所介護の内容）	第15条（契約の終了）
第6条（居宅介護支援事業者等との連携）	第16条（損害賠償）
第7条（協力義務）	第17条（利用者代理人）
第8条（苦情対応）	第18条（裁判管轄）
第9条（緊急時の対応）	第19条（協議事項）
第10条（費用）	

有限会社 ゆりかご

飯山市大字静間2900-2

電話番号 81-3888 Fax番号 81-3887

利用者_____様（以下「甲」という。）と宅幼老所ゆりかご（有限会社ゆりかご）（以下「乙」という。）とは、通所介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条（目的）

乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう通所介護サービスを提供し、甲の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに甲の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

- 2 乙は、通所介護サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条（契約期間）

この契約書の契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

第3条（運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、通所介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条（通所介護計画）

乙は、甲の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所介護計画を作成し、通所介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

- 2 通所介護計画には、機能訓練等の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する通所介護サービスの目的に従い、通所介護計画の変更を行います。
 - (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該通所介護計画を変更する必要がある場合
 - (2) 甲が通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者と連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、通所介護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族

に対し説明し、その同意を得るものとします。

- 7 通所介護サービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する通所介護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第5条（通所介護サービスの内容）

乙は、通所介護計画に沿って、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の通所介護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲に対して通所介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
- 3 乙は、甲の通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条（居宅介護支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して通所介護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（協力義務）

甲は、乙が甲のため通所介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

第8条（苦情対応）

乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した通所介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

第9条（緊急時の対応）

乙は、現に通所介護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに甲の緊急連絡先へ連絡をし、必要に応じて主治医へ連絡を取るなどの対応を講じます。

第10条（費用）

乙が提供する通所介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 甲は、通所介護サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された

利用者負担額を乙に支払います。

- 3 乙は、提供する通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、前二項に定める費用のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを甲に請求することができます。
 - 一 乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅から、甲を送迎する場合に要する費用
 - 二 甲の要望により通常要する時間を超えて提供された通所介護サービスの費用から通常提供される通所介護サービス費用を差し引いた額。
 - 三 食事の提供に要する費用
 - 四 おむつ代
 - 五 通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、甲に負担させることが適当と認められる費用
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、甲が正当な理由もなく通所介護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 7 乙は、通所介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第11条（利用者負担額の滞納）

甲が正当な理由なく利用者負担額を2月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所介護サービスの提供を拒むことはできません。

第12条（秘密保持）

乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に

関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

第 13 条（甲の解除権）

甲は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第 14 条（乙の解除権）

乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第 15 条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

一 甲が、要介護認定を受けられなかったとき

二 第 2 条 1 項及び 2 項により、契約期間満了日の 7 日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

三 第 13 条に基づき、甲が契約を解除したとき

四 第 11 条 3 項又は第 14 条に基づき、乙が契約を解除したとき

五 甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

六 甲が、死亡したとき

第 16 条（損害賠償）

乙は、通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第 17 条（利用者代理人）

甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第 18 条（裁判管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

第 19 条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者	事業者	有限会社	ゆりかご
	施設名	宅幼老所	ゆりかご
	住所	〒389-2255	飯山市大字静間 2 9 0 0 - 2
	(事業所番号)	2 0 7 1 3 0 0 2 2 8	
	代表取締役	宮 崎	慎 也 印

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代理人（選任した場合） 住所

氏名 _____ 印 _____

通所（介護予防通所）介護、重要事項説明書

<令和 4年10月 1日現在>

1 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	宅幼老所 ゆりかご
所在地・連絡先	〒389-2255 飯山市大字静間2900-2 (電話) 0269-81-3888 (FAX) 0269-81-3887
事業所番号	2071300228
管理者の氏名	中澤 恵
利用定員	15名/1日

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		1	相談員と兼務
生活相談員	4	2	2	3.2	
介護職員	5	2	3	4.1	各職種と兼務
看護職員	3	2	2	3.0	
機能訓練指導員	3	2	2	3.0	看護職員兼務
事務職員等	兼1	1		1	

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	飯山市
---------	-----

(4) 営業日

営業日	営業時間	サービス提供時間
平日、土日祝日	8:30~17:30	9:00~16:15 *場合によっては延長可能
営業しない日	12月31日~ 1月2日	

2 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

- * 送迎
- * 食事
- * 入浴
- * 機能訓練
- * 生活相談

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となりますが、負担割合証が2割、3割の場合は、2割、3割負担となります。

(2) 基本料金

○要介護認定者の場合（一回につき）

介護度 \ 時間	5時間～6時間未満	6時間～7時間未満	7時間～8時間未満
要介護1	6,570円	6,780円	7,530円
要介護2	7,760円	8,010円	8,900円
要介護3	8,960円	9,250円	10,320円
要介護4	10,130円	10,490円	11,720円
要介護5	11,340円	11,720円	13,120円

*デイサービスの利用は、原則として午前9時～午後4時15分までになります。

（7時間～8時間未満）

*延長を希望される場合は、別途ご相談ください。

*令和3年3月末日を持ちまして、半日でのサービス提供は終了となりました。

○加算

種 類	利 用 料	備 考
入 浴 加 算	要介護者 400円	1回につき
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	全員対象 60円	1回につき
介護職員 処遇改善加算（Ⅱ）	全員対象 (基本料金+各種加算)×9.0%	1ヶ月につき

- ・料金表の料金は、全額自己負担の場合の料金です。通常は法定代理受領により1割～3割の金額です。(介護保険料の自己負担割合については、市町村から発行されている負担割合証に準じます)
- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

(3) 介護保険給付対象外サービス

○ 通常要する時間を超えるサービス

お客様の希望により、通常提供する通所介護サービスの所要時間を超えて、サービスを提供する場合は、1時間1,000円の別途ご負担をお願いします。また、延長により食事等が必要な場合は、実費分をご負担ください。

○ 食事の提供に要する費用

食事サービスを受ける場合は、その費用（750円/日）が必要となります。

○ おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代の実費が必要となります。

○ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要とな

るものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

○ キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	1, 0 0 0 円

(4) 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたします。20日に指定口座より振替させていただきますので、それまでにご用意ください。

* やむを得ない場合は以下の口座までお振込みください。

金融機関名	支店名	種別	口座番号
長野県信用組合	飯山支店 (035)	普通	8298448
八十二銀行	飯山支店 (255)	普通	0555473
J Aながの	飯山支所 (070)	普通	0053928
長野信用金庫	飯山支店 (018)	普通	0340453
ゆうちょ銀行	11130	—	28543601
口座名義	有限会社 ゆりかご 代表取締役 宮崎 慎也		

(5) その他

事 項	内 容
通所介護計画の作成 及び事後評価	当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、通所（介護予防通所）介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従 業 員 研 修	年2回、研修を行っています。

3 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 取締役 宮崎 祐子 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話 (0269-81-3888)
飯山市役所介護保険担当係	所在地 飯山市大字飯山1110-1番地 電話番号 0269-62-3111 F A X 0269-62-3127 受付時間 9:00～17:00
長野県国民健康保険 団体連合会	所在地 長野市大字西長野加茂北143-8 電話番号 026-238-1550 受付時間 9:00～17:00

4 緊急時等における対応方法

- (1) サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	及び	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先 1	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

緊急時連絡先 2	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

- (2) サービス中（もしくは送迎時）に、利用者様が急変等した場合の対応について、前項で定めた緊急連絡先へ連絡等をして対応を行いますが、緊急連絡先等に連絡がつかない場合は、当事業所の判断により、救急搬送等の最善の対応を取らせて頂きます。
- (3) 利用者様が急変し、救急搬送等の対応をさせて頂いた後、搬送先での付添いについては、原則としてご家族様で対応をお願いします。但し、遠方に居るなど、直ちに駆けつける事が出来ないなどの理由がある場合には、当事業所で付添いを行うことも出来ますが、要した時間に対する費用を自費にて請求させて頂きます。またこの場合、搬送先から入院・治療の同意（保証人）等について求められた場合は、当方では対応出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 送迎の為、ご自宅へ伺った際に、「応答が無い、連絡が取れない・行方が分からない」などの場合には、状況により 110 番通報をさせて頂きます。サービスの変更・キャンセル等がある場合には、必ず事業所へ連絡をお願いします。

5 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 施設利用時の喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

- 所持金品は、自己の責任で管理してください。

現金、貴金属類（指輪・ネックレス・時計等）、デジタル機器（パソコン・タブレット・オーディオプレイヤー等）、携帯電話、その他高価な物、など必要のない物については、持参をご遠慮下さい。持参される場合は、自己責任にてお願いします。紛失・盗難等のトラブルについては、一切責任を負いかねます。

また、日常の生活を営むに必要な物（補聴器、メガネ、入れ歯等）については、事前に持参する旨を連絡していただき、利用日に迎えに来た職員に身に着けている事をお知らせください。

- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

6 サービス利用時のリスクについて

ゆりかごでは、ご利用様が快適な時間を過ごして頂けるように、運動・歩行・作業など自由に参加して頂けるように安全な環境づくりに努めておりますが、最近ではデイサービス等の事業所での事故が多く発生しており、訴訟問題にまで発展したケースもあります。

しっかり歩いている方でも、歩行中に転倒する事や、運動・レクリエーション活動などの時に力が入り、転倒されると言う事も考えられます。しかし、利用者様お一人お一人を四六時中看視することはできず、サービスご利用中の転倒など事故や、事故が原因での怪我等の発生を完全に防止することは不可能です。また、リスクを完全に防ぐ為に、デイサービスで何もしないという事は、介護サービスの理念から大きく外れています。

その為、利用者様のサービス利用中における不可抗力による事故・怪我等については、当施設に対する賠償責任は負いかねます。

その他、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の様な危険性が伴う事を十分ご理解ください。

- 歩行時の転倒、ベッド車いすからの転落などによる、骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 当事業所では、原則的に拘束は行わないことから、転倒、転落による事故の可能性があります。
- 高齢者は骨がもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
（オムツ交換をただけで、骨折するという事もあります。）
- 高齢者の皮膚はもろく少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても皮下出血がしやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の状態により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥や、誤飲、窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変、急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。
- 上記説明で解からないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

当事業者は、重要事項説明書及び契約書別紙に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事 業 者	住 所	〒389-2255 飯山市大字静間 2900-2
	事業者名	有限会社 ゆりかご
	施 設 名	宅幼老所 ゆりかご
	管理者	中澤 恵
	事業所番号	2071300228

説 明 者	職 名	管理者
-------	-----	-----

氏 名 _____ 印

私は、重要事項説明書及び契約書別紙に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け同意致します。

令和 年 月 日

利用者	住所 _____
-----	----------

氏名 _____ 印

代理人（選任した場合）	住所 _____
-------------	----------

氏名 _____ 印

「契約書別紙」

1. 利用者の介護度 (○印しをつける)

要介護 1・2・3・4・5

2. 通所介護の内容

(1) 利用日

毎週 回	日	月	火	水	木	金	土

(2) 利用時間

ご利用時間 7時間以上 8時間未満	○
ご利用時間 時間以上 時間未満	

(3) ご利用施設・設備

宅幼老所 ゆりかご (住所) 飯山市大字静間2900番地2

利用可能施設 (約160㎡)

利用可能設備 食堂及び機能訓練室 (約90㎡)、 相談室、静養室、浴室など

3. 料金

料金は以下の通りです。

(介護保険分の負担は法定代理受領により1割～3割負担になります。)

【要介護者】

負担割合 1割 ・ 2割 ・ 3割

基本料金1回あたり ￥ 円

入浴介助 ￥ 400円

【要介護者共通】(全額自費負担)

食事の提供に要する費用 ￥ 750円

その他

おむつ代・レクリエーションなど個人にかかる費用については実費をいただきます。また、加算費用については、重要事項説明書の内容をご確認ください。

*介護保険摘要の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額分の払い戻しを受ける事ができます。

*キャンセル料については重要事項説明書をご覧ください。

4. 健康上の理由による中止

1. 風邪、病気などで他の利用者に影響があると思われる場合はサービスの提供をお断りする場合があります。
2. 当日の健康チェックの体調が悪い場合、サービスの内容の変更又は中止をすることがあります。その場合ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。
3. ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡のうえ、適切に対応するとともに、必要に応じて速やかに主治医などに連絡をとる等、必要な措置を講じます。

5. 相談、希望、苦情などの窓口

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下で受け付けます。

○相談・苦情受付担当者 (職名) 取締役 宮崎 祐子

○受付時間 毎日 8:30~17:30 電話 0269-81-3888

(2) 行政機関その他苦情受付機関

飯山市役所 介護保険担当課	所在地	飯山市大字飯山1110-1番地
	電話番号	0269-62-3111
	FAX	0269-62-3127
	受付時間	9:00~17:00
長野県 国民健康保険団体連合会	所在地	長野市大字西長野加茂北143-8
	電話番号	026-238-1555 (介護保険課)
	受付時間	9:00~17:00

事業者	有限会社 ゆりかご
施設名	宅幼老所 ゆりかご
事業所所在地	〒389-2255 飯山市大字静間2900-2
事業所番号	2071300228
代表者	代表取締役 宮崎 慎也